（適合命令等）

第十五条　国土交通大臣は、第九条第一項の認可を受けた協定の内容が、第十一条第一項第二号から第五号までの規定のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等に対し、措置を講ずべき期限を示して、旅客の円滑な輸送を確保するための措置、運賃又は料金の変更その他のこれらの規定に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　国土交通大臣は、協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が前項の規定による命令に違反したときは、第九条第一項の認可を取り消すことができる。

3　国土交通大臣は、前項の規定により第九条第一項の認可を取り消したときは、その旨を当該認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等に通知するとともに、公表するものとする。

4　国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

5　公正取引委員会は、第九条第一項の認可を受けた協定の内容が第十一条第一項第二号、第四号又は第五号の規定に適合するものでなくなったと認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定による命令をすべきことを請求することができる。

6　公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第四章　雑則

（主務大臣等）

第十六条　この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　地域銀行　内閣総理大臣

二　地域一般乗合旅客自動車運送事業者　国土交通大臣

2　この法律における主務省令は、内閣総理大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

（権限の委任）

第十七条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

（主務省令への委任）

第十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令又は国土交通省令で定める。

第五章　罰則

第十九条　第八条第一項又は第十五条第一項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十条　第七条第一項又は第十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（この法律の廃止）

2　この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

（調整規定）

3　この法律の施行の日が持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第　号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における第十条第三項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「地域公共交通計画」とあるのは、「地域公共交通網形成計画」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　赤羽　一嘉

政　令

建設業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十四号

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）の一部の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項及び第七項、第二十七条の十六第一項並びに第四十四条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表建設機械施工の項を次のように改める。

建設機械施工管理	建設機械の統一的かつ能率的な運用を必要とする建設工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術

第三十四条第三項中「建設機械施工」を「建設機械施工管理」に、「実地試験」を「第二次検定」に改める。

第三十五条を次のように改める。

（技術検定の科目及び基準）

第三十五条　第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は、国土交通省令で定める。

第三十六条の見出しを「（第一次検定の受検資格）」に改め、同条第一項中「技術検定を」を「第一次検定を」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者

第三十六条第二項を次のように改める。

2　二級の第一次検定を受けることができる者は、当該第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者とする。

第五十三条を第五十四条とし、第四十二条から第五十二条までを一条ずつ繰り下げる。